

目 次

新会長挨拶	1
顧問のメッセージ	2
第44回大会の開催報告（福山平成大学）	3
第45回大会の開催報告（福岡大学）	4
総会報告	5
コラム① 教育行政学関連科目の授業紹介	15
コラム② 私の最近の研究関心	16
大会発表者のコメント	21
今年度異動・就職された会員の紹介	22
新入会員の紹介	22
学会大会に参加して	24
西日本教育行政学会第4回研究会について（第一次案内）	24
次回大会について	25
研究助成について	25
事務局・編集チームからのお願い・お知らせ	25
・ 会費納入のお願い	
・ 会則改正の周知	
・ コラム等への執筆者募集	
編集後記	26

新会長挨拶



本年5月に福岡大学で開催されました第46回大会総会において、松元健治前会長の後任として次期会長に選出されました高妻紳二郎です。歴代会長から権を引き継ぐことになり、もとより微力ではありますが、本学会発展のために少しでも恩返しできればと思っております。

本学会の黎明期について、学会ニュース第61号(2018)に古賀会長(当時)が次のように紹介しておられます。「本学会は、1979(昭和54)年4月1日に教育行政研究会として発足し、同年11月に大分県中津市ヤバケイクラブ竹別荘にて第1回大会が開催されました(第4回大会より西日本教育行政学会となります)。当初は、広島大学出身の研究者と九州大学出身の研究者が教育行政研究の交流促進を目的とする小さな研究会がありました。」

また、松元前会長も第63号(2020)で「西日本地域を中心とした教育行政関連領域の研究者、学校教職員及び実務家会員等により組織され、小規模ながらも緊密な人間関係を強みとして、1979年の発足以来41年の長きにわたって連綿たる活動を展開して参りました。まさに、継続は力なりであります。」と振り返っておられます。

私が広島大学に入学したのが1980年、本学会に入会したのがM1の1984年です。ワープロがなかった頃、当時の指導教授の名和弘彦先生、上原貞雄先生に好対照のご指導を受けつつ何度も手書き発表レジュメづくりに勤しんだ苦しい時期を思い起こしております。本学会で最初に報告させていただいたのが1985年秋の岡山大学を会場とした大会でした。歴代の会長とちがい、学会誕生時を知らない初の会長となりましたが、親しき仲にも切磋琢磨する先輩諸氏の姿に接し続け約40年、本学会に育てていただいた私が少しでも次代に繋がる学会活動を進めていくことができればという所存です。

今後迎える創立50年に向けて若手、中堅、ベテラン会員それぞれにご活躍いただける場を企画し、交流を深めていくことができればと願っています。

2023年8月31日

西日本教育行政学会長 高妻 紳二郎

顧問のメッセージ



今年 5 月 20 日（土）の総会で、本学会の顧問の一人に就任致しました河野和清です。どうぞよろしくお願ひいたします。

本学会（当初は「教育行政学研究会」という）は、1979（昭和 54）年 4 月 1 日に、中国四国地区の研究者と九州地区の研究者が教育行政研究の交流促進を目的に、名和弘彦先生（広島大学）や中島直忠先生（九州大学）の主導により設立されたものです。今年で学会創立 45 周年を迎えたことになります。研究会（学会）設立前に助手を務めた一人として、感慨深いものがあります。当初から、学会の財政健全化や学会活動の充実化のために、歴代の学会長、理事、編集委員の先生方は大変ご苦労されてきたように思います。しかし、今では、学会は小規模とはいえ、会員の皆さん的情熱とご尽力により、既に紀要 44 号を発刊し、研究大会の開催も 45 回を数え、研究活動も量、質ともに充実してきたように思います。

現在、少子高齢化の進展、ウクライナ戦争、DX の進展など、国内外の教育を取り巻く環境は大きく変化し、それが教育や教育行政にも影響を及ぼすとしています。このような時こそ、教育行政学はその真価を発揮すべきだと思います。会員の皆様（特に若い会員の皆さん）には、環境の変化に伴って、多様化し深刻化する教育及び教育行政上の諸課題の解決のために、是非とも新しい発想に立った研究を果敢に進めていただきたいと思います。

これまで、私自身がアメリカ教育行政学の理論的研究を中心に進めてきた経験から、その反省を踏まえて、若い会員の皆さんにアドバイスをさせていただくとすれば、一つは、研究方法論（資料解釈、量的・質的研究方法等）をしっかりと学んでいただきたいこと、二つは、理論と実践の往還の重要性の観点から、ご自分の研究領域のフィールド（現場）を持つこと、三つは、自分の研究領域について具体的な政策提言ができるよう専門性を磨いてほしいこと、四つは、新しい研究領域（例えば、教育と DX、教育と経済の関係など）の開拓を進めてほしいこと、五つは、常に社会、世界の流れをしっかりとつかみ、それを研究に生かしてほしいこと、などです。また、地方学会という性格上、会員皆様の地元（地域）と直結した研究活動を展開し、地域社会の発展に貢献するとともに、地方から教育行政の情報発信をしていくことも必要であると考えます。今後、生成 AI 等の顕著な発展（超スマート社会の進展）により、研究の仕方や教育行政のありようも大きく変わってくるかもしれません。いずれにしても、若い皆さん方の力で、本学会を通してわが国の教育行政学の発展と活性化に大きく貢献していただきたいと願っています。

会員皆様の今後のご活躍とご発展を心からお祈りします。

2023 年 8 月 20 日

西日本教育行政学会顧問 河野 和清

西日本教育行政学会第 44 回大会の開催

2022 年 12 月 17 日、西日本教育行政学会第 44 回大会を学校法人福山大学社会連携推進センターにて開催いたしました。コロナ禍において、本学会も例に漏れず対面での大会開催ができずになりましたが、本大会は 2019 年 5 月の第 41 回大会（於：大分・別府豊泉荘）以来の対面での開催となりました。ただ、当時新型コロナが広島県内全体を通して感染拡大していたことに伴い、当初予定していた懇親会を急遽中止としたことは残念でした。会員の皆様には直前の連絡でご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。

当日は 30 名の会員の皆様にご参加いただき、6 件の研究発表が行われました。各々国内外のタイムリーな研究課題に関して、有意義なご発表をしていただきました。オンラインでの研究発表も慣れてきた今日この頃ではありますが、やはりお互いに顔を突き合わせて各自の研究に対する意見をぶつけ合うことは独特の緊張感があったように感じます。また、開会前や休憩時間などに皆様が談笑する姿に、本学会のつながりの強さや温かさを改めて実感いたしました。

至らぬ点も多かったと思いますが、皆様のご協力のおかげで盛会となりました。改めて厚く御礼申し上げます。

大会準備委員会事務局長 黒木 貴人（福山平成大学）

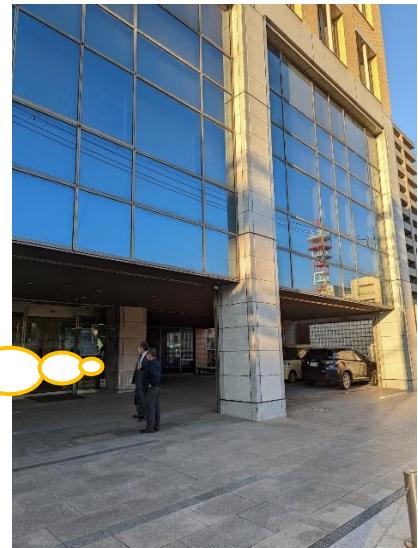


会場近くの福山城。
大会当日は築城 400 周年のイベント開催の真っただ中であり、ライトアップされたお城をご覧になられた会員の方も多かったと思います。



イベント開催中の福山城を後日散策する黒木です！

少し分かりづらいと思いますが、会場を事前に視察する古賀大会準備委員長です。



西日本教育行政学会第 45 回大会の開催



西日本教育行政学会第 45 回大会は、高妻紳二郎会員を大会準備委員長として、去る 2023 年 5 月 20 日（土）、福岡大学において開催されました。参加者数は 31 名と、多くの会員の方々に福岡まで来ていただきました。

今大会は、大変ありがたいことに 7 件の発表申込があった関係で、午前中から大会をスタートすることになりました。午前中は 4 件の研究発表があり、幼児教育から高

等教育まで縦に幅広く議論されただけでなく、「学校」だけではない多様な教育機会という横の広がりを持った議論も活発に展開されました。昼食および役員会を挟み、午後からは 3 件の研究発表が行われました。午後の部も、地域と学校の協働というローカルから、カナダ・モンゴルというグローバルまで、本学会会員の有する多様な研究関心に基づく刺激的な議論が行われました。最後の総括討議では、これらの幅広い議論を踏まえつつ、教育行政学という本学会の学問的根幹を基盤にした領域横断的な研究論議が行われました。

研究発表終了後は、総会が開催され、今後の本学会の運営に關わる重要な事項が審議・了承されました。総会後は、会場を変え、博多駅近くで懇親会が開催されました。新型コロナウイルスの影響で、長らく大会での懇親会を開催することが難しかったわけですが、実に 2019 年大会以来 4 年振りの開催となりました。参加された会員同士の交流の場として、研究発表の延長戦が行われたり、先輩・後輩の思い出話で盛り上がったり、盛会のうちに終了しました。

本大会を通じた個人的な思いで大変恐縮ですが、私が学部時代に關わった学生たちが大きく成長した姿を見て感慨深く思うと同時に、多くの先生方にご指導いただいたこと、そしていただいていること、感謝の念に堪えません。そして、これからこの本学会を支えていく若手研究者の皆さんのが、本当に頼もしく感じました。

最後に、本大会を開催するにあたり、松本健治前会長、黒木貴人前事務局長には多大なるご協力をいただきましたこと、この場を借りて感謝申し上げます。またご参加いただきました会員の皆様にも御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

大会準備委員会事務局長 佐藤 仁（福岡大学）

総会報告

研究発表後、引き続き総会が開催され、以下の事項が審議・報告、了承されました。

＜議題＞

[一] 会務（2022.5.14～2023.5.19 編集事務を含む）について

（1）紀要『教育行政学研究』第43号の寄贈

大学図書館、研究機関、研究団体あわせて92部を寄贈した。

（2）学会ニュースの発行

学会ニュース第65号（2022.10.5）を発行した。

（3）学会費納入の督促について

10月に会費納入の督促を行った。

（4）第44回大会（学校法人福山大学社会連携推進センター）の開催（2022.12.20）

- ・ 2022年5月17日 総会（メール審議にて開催）において、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ本年度大会を12月に延期し、対面での開催を前提に準備を進めることとなった。
- ・ 11月5日 メーリングリストにて、大会プログラムの発送を行った。
- ・ 12月23日 第44回大会を開催＜学校法人福山大学社会連携推進センター＞

（5）紀要『教育行政学研究』第44号の発行（200部）

（6）研究会について

第44回大会が12月開催になったことを踏まえ、2022年度は開催しないこととなった。

（第45回大会（福岡大学）の開催（2023.5.20））

[二] 2022 年度（2022.5.14～2023.5.19）決算（暫定）について

(1)

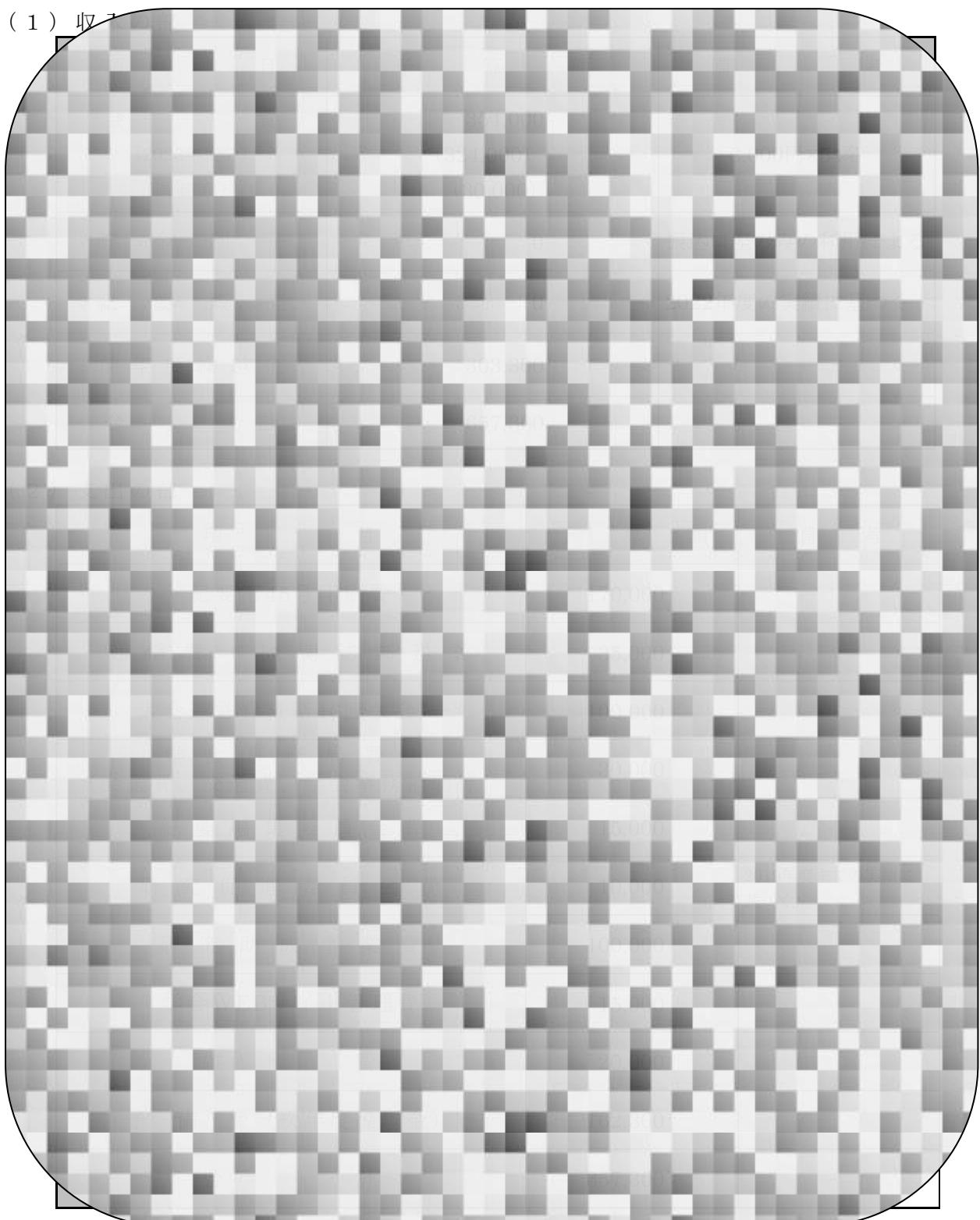
[三] 2022年度会計監査について

2022年度決算（2022.5.14～2023.5.19）の監査報告

監査の堀田哲一郎会員、市田敏之会員より、2022年度決算（2022.5.14～2023.5.19）の執行状況が監査され、正当に執行されていることが報告された。

[四] 2023年度予算案（暫定）について

（1）収入



[五] 新役員・事務局体制について

2020-22 年度役員 (2020.5.16.~2023.5)

役 職	役 員 氏 名	
顧 問	河 野 和 清 (京都光華女子大学) 古 賀 一 博 (福山平成大学)	
会 長	松 元 健 治 (広島文化学園短期大学)	
副会長	高 妻 紳 二 郎 (福岡大学)	
理 事	上 寺 康 司 (福岡工業大学) 高 瀬 淳 (岡山大学大学院)	松 原 勝 敏 (高松大学) 佐 々 木 司 (山口大学)
編集委員	○住 岡 敏 弘 (大分大学) 柳 林 信 彦 (高知大学)	西 東 克 介 (弘前学院大学) 吉 田 香 奈 (広島大学大学院)
研究促進委員	※滝 沢 潤 (広島大学大学院) 高 妻 紳 二 郎 (福岡大学)	松 元 健 治 (広島文化学園短期大学) 住 岡 敏 弘 (大分大学)
監 査	堀 田 哲一郎	市 田 敏 之 (皇學館大学)
幹 事	滝 沢 潤 (広島大学大学院) 藤 村 祐 子 (滋賀大学)	黒 木 貴 人 (福山平成大学) 小 早 川 倫 美 (島根大学)

○編集委員長

※研究促進委員は滝沢潤会員を委員長として、会長、副会長、編集委員長で構成する。

2023-25 年度役員 (2023.5.20~2026.5)

役 職	役 員 氏 名	
顧 問	河 野 和 清 (京都光華女子大学) 古 賀 一 博 (福山平成大学)	
会 長	高 妻 紳 二 郎 (福岡大学)	
副会長	佐 々 木 司 (山口大学)	
理 事	上 寺 康 司 (福岡工業大学) 高 瀬 淳 (岡山大学大学院)	松 原 勝 敏 (高松大学) 滝 沢 潤 (広島大学大学院)
編集委員	○住 岡 敏 弘 (大分大学) 柳 林 信 彦 (高知大学)	西 東 克 介 (弘前学院大学) 佐 藤 仁 (福岡大学)
研究促進委員	※吉 田 香 奈 (広島大学大学院) 佐 々 木 司 (山口大学)	高 妻 紳 二 郎 (福岡大学) 住 岡 敏 弘 (大分大学)
監 査	藤 村 祐 子 (滋賀大学)	市 田 敏 之 (皇學館大学)
幹 事	原 北 祥 悟 (崇城大学) 小 早 川 倫 美 (島根大学)	黒 木 貴 人 (福山平成大学) 橋 本 拓 夢 (広島大学大学院・院生)

○編集委員長

※研究促進委員は吉田香奈会員を委員長として、会長、副会長、編集委員長で構成する。

[六] 会則の改正について

○会則改正の理由について

- (1) 学生会員制度を設け、学生会員の会費を減額して経済的負担を軽減し、その研究活動を奨励する。
- (2) 今後数年、勤務校で定年退職を迎える会員が多く見込まれる。会員数の安定化を図るためにシニア会員制度を設け、学会に対する長年の貢献に敬意を表し会費負担を軽減することにより、シニア会員に引き続き学会に所属していただきたい。

西日本教育行政学会会則

旧	新
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。</p> <p>第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。</p> <p>第3条 本会は次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会員の研究物及び情報の交換2. 研究大会の開催3. 機関誌「教育行政学研究」の発行4. その他の事業 <p>第2章 会 員</p> <p>第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。</p> <p>第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。</p> <p>第3条 本会は次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会員の研究物及び情報の交換2. 研究大会の開催3. 機関誌「教育行政学研究」の発行4. その他の事業 <p>第2章 会 員</p> <p>第4条 1) 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。</p> <p>2) <u>会員には一般会員と学生会員（有職のまま大学に在学するものは含まない）、シニア会員の別を設ける。</u></p> <p>3) <u>シニア会員は、本学会の在籍年数が30年を超え、常勤職に就いていない会員で、本人が申し出を行い、役員会において承認された者とする。</u></p> <p>第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究大会を通して、その研究を発表することができる。</p> <p>第6条 1) 会員は、会費を負担するものとし、<u>一般会員の会費は年額6,000円、学生会員は3,000円とする。</u></p> <p>2) <u>シニア会員は、申し出で承認された年度に永年会費として10,000円を負担する。</u></p> <p>第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。</p>

る。

た者は、本会から除名されることがある。

第3章 役員

- 第8条 1) 本会に次の役員を置く。
会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）
なお、副会長は複数置くことができる。
2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。
2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長の下で会務を補佐する。

第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的な事項を審議決定する。

第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で招集するものとする。

第13条 1) 役員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。
2) 任期途中で役員の交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年の総会開催日に始まり、翌年の総会前日に終わる。

第3章 役員

- 第8条 1) 本会に次の役員を置き、役員会を構成する。

会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）
なお、副会長は複数置くことができる。
2) 前項のほか、本会に役員として顧問を置くことができる。
3) シニア会員は、顧問を除き役員となることはできない。

第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。
2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長の下で会務を補佐する。

第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的な事項を審議決定する。

第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で招集するものとする。

第13条 1) 役員の任期は3年とする。ただし、重任を妨げないものとする。
2) 任期途中で役員の交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年の総会開催日に始まり、翌年の総会前日に終わる。

第5章 研究大会及び研究物の交換
第17条 研究大会は、原則として、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

第6章 機関誌発行
第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規定は別にこれを定める。

第7章 雜 則
第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。
第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行われる。

第5章 研究大会及び研究物の交換
第17条 研究大会は、原則として、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

第6章 機関誌発行
第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規定は別にこれを定める。

第7章 雜 則
第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。
第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行われる。

最終改正（令和5年5月20日）

[七] 機関誌刊行規程ならびに原稿執筆要領の改正について

①昨年度の会則の改正に合せて、紀要編集委員の任期を3年に変更する。

②投稿上限枚数を19枚まで増加させる。

③引用例を追加する。

<改正の理由（特に②について）>

最近は、共著論文を中心に、規程枚数の12枚に（大幅に）収まらない論文が増えてきている。こうした背景を踏まえ、投稿論文数の確保・増加のために、会員が投稿しやすい環境の整備が必要である。そのため、紀要編集委員会として、投稿上限枚数を、表題、執筆者、Abstract、本文、図表、注および引用文献を含めて19枚まで増やすことを提案する。

西日本教育行政学会機関誌刊行規程

旧	新
1. 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。	1. 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。
2. 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、論説・会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。	2. 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、論説・会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。

<p>3. 機関誌に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。</p> <p>4. 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。</p> <p>編集委員会は、4名で構成される。</p> <p>編集委員の任期は2年とする。但し再任を妨げないものとする。</p> <p>5. 編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。</p> <p>6. 「教育行政学研究」原稿執筆要領の2に定める原稿規定枚数をこえる分、ならびに図表については、その印刷実費を執筆者から徴収することがある。</p> <p>7. 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。</p>	<p>3. 機関誌に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。</p> <p>4. 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。</p> <p>編集委員会は、4名で構成される。</p> <p>編集委員の任期は23年とする。但し再任を妨げないものとする。</p> <p>5. 編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。</p> <p>6. 「教育行政学研究」原稿執筆要領の2に定める原稿規定枚数をこえる分、ならびに図表については、その印刷実費を執筆者から徴収することがある。</p> <p>7. 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。</p>
--	---

「教育行政学研究」原稿執筆要領

旧	新
<p>1. 論文原稿は未発表のものに限る。</p> <p>2. 論文原稿は、400字詰横書原稿用紙50枚以内とする。</p> <p>3. 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。なお、日本語ワープロの場合は、1ページ45字×38行の12ページ以内とし、A4の用紙に打ち出した原稿とフロッピーの両方を提出するものとする。</p> <p>4. 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。</p> <p>5. 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。</p> <p>6. 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2画に計算する。</p> <p>7. 外国語でAbstract（約1365字）を作成し、論文題目の後に挿入すること。</p> <p>8. 原稿締切は毎年12月15日とする。</p>	<p>1. 論文原稿は未発表のものに限る。</p> <p>2. 論文原稿の分量（表題、執筆者、Abstract、本文、図表、注および引用文献を含む）は、400字詰横書原稿用紙50枚刷上19ページ以内とする。</p> <p>3. 原稿はA4判、縦置き、横書き、天地余白30mm、左右余白25mm、10.5ポイント、1ページ45字×38行（1,710字）とし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。なお、日本語ワープロの場合は、1ページ45字×38行の12ページ以内とし、A4の用紙に打ち出した原稿と電子データ（WordとPDF）の両方を提出するものとする。</p> <p>4. 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。本文中に挿入すみであること。</p> <p>5. 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。</p> <p>6. 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2画に計算する。</p> <p>7. 外国語でAbstract（500words以内）を作成し、論文題目の後に挿入すること。</p> <p>8. 原稿締切は毎年12月15日とする。</p> <p>9. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げるこ</p>

<p>9. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げるこ と。</p> <p>引用法の例</p> <p>論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁 単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁</p>	<p>と。</p> <p>引用法の例</p> <p>論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁</p> <p>1) 上原貞雄 (1979) 「アメリカ合衆国州憲法の義務教育に関する規定」『教育行政学研究』第1号、62-63頁。</p> <p>2) Briges,Edwin M. and Maureen Hallian, (1972) Elected, "Elected versus Appointed Board: Arguments and Evidence, Educational Administration Quarterly VIII 3, pp.5-17</p> <p>単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁</p> <p>1) 皇至道 (1957) 『シュタイン』牧書店、142-143頁。</p> <p>2) Cubberley,P.E., (1947) Public Education in the United States, Houghton Mifflin Company, p.17.</p>
--	---

[八] 次期開催地について

[九] 紀要送付先等について

会員 55
寄贈 教育・研究機関 92

[十] 学会費納入について

学会メーリングリストを活用し、適宜学会費納入の督促を行う。

[十一] その他

<報 告 事 項>

[一] 紀要編集委員会からの報告

紀要編集委員会から報告させていただきます。まず、ご投稿いただいた会員の皆様、ならびに査読、編集にご協力いただきました方々に深く感謝いたします。

本紀要第44号には5件の投稿があり、最終的に「研究論文」として4編を論文の掲載することができました。近年の高等学校通信制課程（以下、通信制高校）に関する制度をめぐる国レベルの議論および改正法令の内容を分析し、通信制高校における「規制強化」の意義と課題を明らかにした川本吉太郎会員による論文。「地域協働推進事業」での取り組みを手掛かりに、今後の「協働」関係の構築及び協働関係の維持に対する知見を得ることを目的にした大西圭介会員と寝占真翔会員による論文。国際機関が「健康」と「教育」をどのように位置づけ、国際的な取り組みを展開してきたのかについて、保健ガバナンスとしてのWHO、教育ガバナンスとしてのUNICEF、UNESCOに焦点を当て、両領域にまたがるガバナンスの現状と課題について明らかにした小早川倫美会員、黒木貴人会員、LKHAGVA Ariunjargal会員、張磊会員による論文。モンゴル国の教育

(文化) 科学大臣の発出した明文化規程（「決定」）上にみる同国教員評価制度の成立から展開の具体的変遷を明らかにした古賀一博会員、黒木貴人会員、LKHAGVA Ariunjargal 会員、BAT-ERDENE Dagiimaa 会員による論文です。

いずれの論文も編集委員による厳格な査読を経たものです。編集委員には的確な査読をしていただきました。執筆者も査読意見に誠実に対応していただき、結果的に非常に質の高い論文を掲載することができたと自負しております。会員の皆様のお手もとに届きましたら、ぜひご高覧ください。

編集委員長 住岡 敏弘

[二] 研究促進委員会からの報告

特にありません。

[三] 学会会員の概況について

2023年5月19日現在、会員数は66名である。

[四] 寄贈図書について

- ・ 青山学院大学教育学会『教育研究』第67号、2023年。
- ・ 関西大学教育学会『教育科学セミナリー』第54号、2023年3月。
- ・ 東北大学大学院教育学研究科『研究年報』第71集第1号、2022年12月。
- ・ 武庫川女子大学大学院臨床教育学研究科『研究誌』第29号、2023年8月。

コラム① 教育行政学関連科目の授業紹介

初回は、皇學館大学にて「教育の社会と制度」をご担当されている市田敏之会員です。

当講義は、教育学部専門科目ならびに文学部教職課程科目として、第6セメスターに開設されている。本学においては教員免許状取得のための必修科目となっており、それぞれの学部において、毎年の受講生は200名、100名程度である。

講義では、岡本徹会員、佐々木司会員ご編著の『現代の教育制度と経営』（ミネルヴァ書房）を教科書として使用し、同書の内容に沿って教育政策・法規・制度の基礎的事項を講じている。講義にあたっては、政策・法規・制度を教員採用試験に合格するために必要な知識として記憶させるのではなく、背景となる理念に遡った解説を心がけている。その中でも、筆者は、特に、教育の機会均等を強調することが多いように自覚している。憲法や教育基本法といった法規に示される機会均等条項の説明はもとより、義務教育制度、奨学金制度、特別支援教育制度について採りあげる場合には、比較的時間を割いてこれらが教育の機会均等を実現するための制度であることを解説する。また、教員免許制度や人事制度、教科書制度、教育課程制度、幼児教育・保育制度、教育財政制度等を講じるにあたっても、それぞれの制度がいかにして教育の機会均等の実現に寄与しうるのかということをいささか大げさに強調しながら説明している。このようなスタイルに至ったのは、本学の学生気質として卒業後すぐに役立つ具体的な教授方法を知りたがる傾向が強いなか、筆者としては、学生がもう少し広い視座を持って学校現場に立てるようになってほしいと願うためである。

当講義を準備するにあたっては、新たな政策や制度、また、報道等で話題となっている教育課題を講義にどの程度取り込むことが適切であるのかについての判断を逡巡することが多い。例えば、近年であればヤングケアラーについて報道等で大きく採りあげられた。あるいは、教員の働き方改革とその対応策も進められつつある。したがって、講義でもこれらの話題を採りあげるのだが、その場合の学生の関心は高く、講義後の感想にはより詳細な説明を求めるコメントさえ見られた。一方で、教育機会確保法を講義で扱った際には、法律制定の背景や理念を解説している際にこそ学生の聴く姿勢も悪くなかったのだが、具体的な制度説明の段になると途端に俯く学生が増えたように感じた。同様に、高等学校や高等教育への就学支援金制度を採りあげた際も、経済的に困難な状況にある生徒や学生の支援に関心が低いというわけではないのだが、具体的な仕組みや制度課題について説明を始めると極端に興味を示さなくなる様子があった。もちろん講義担当者である筆者の説明が不十分であったことが主たる要因であろうが、総じて学生は、学校や教室から離れた話題（だけれども重要な話題）に关心を示しにくい傾向があり、講義担当者として改善に努めている次第である。

日本国憲法（教科書193頁）

第26条 全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、**ひとしく**教育を受ける権利を有する。
2 全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

（2）教育の機会均等

能力以外の要因によって教育を受ける機会が制限されることは不当であるという考え方

教育基本法第4条にも同様の規定

教育基本法（教科書193頁）

第4条 すべて国民は、**ひとしく**、その能力に応じた**教育を受ける機会を与えられなければならない**、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、授業の措置を講じなければならない。

（具体例）特別支援教育の振興、奨学金 等

その他多数の法規にも同様の規定

学校教育法第19条、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律など

コラム② 私の最近の研究関心

初回は、福岡工業大学の上寺康司会員です。上寺会員には「最新の研究関心」にとどまらず、これまでの研究者人生を存分に描いていただきました。ぜひご覧ください。

研究者としての「ひやひや（綱渡り）」半生記

—「今後の課題とさせていただきます」と研究関心の揺れ動き—

福岡工業大学 上寺 康司

私が広島大学大学院教育学研究科教育行政学専攻に入学し、教育財政学研究室に入学したのは昭和 61（1986）年 4 月です。前年（昭和 60（1985）年）の 1 年間は研究生としてお世話になっておりました。私は関西学院大学経済学部出身ですので、当時のことから書き起こしたいと思います。

学部時代の経済学専門科目の授業が始まり、その中の 1 科目に財政学がありました。財政学は簡単に言えば政府（国・地方）の経済活動を研究する学問であり、財政が行政とは車の両輪（表裏一体）の関係で営まれるものであることに興味が湧き、3 年次からのゼミ配属では、財政学のゼミを選びました。ゼミ担当の教授は関西では名の通った橋本徹教授でした。ゼミのテキストは、Richard Musgrave, Peggy B. Musgrave, *Public Finance in Theory and Practice*, New York: McGraw-Hill Book Company, 1980 でした。同書で目から鱗が落ちましたのが、公共支出の章の 1 節に「教育」を取り上げていたり、また応用財政的な章の中で、アメリカの「学校財政」を取り上げていたことです。加えて「公共財（public goods）」の章では、「教育」を「財」や「サービス」ととらえて、「公共財」や「準公共財」の視点で分析の対象として取り上げていたことです。卒論（ゼミ論文）

では、日本の教育財政についてまとめました。財政支出の根拠となる教育の外部便益（external benefit）（外部経済効果）や教育の公共財（準公共財）・価値財（merit goods）としての性格、教育を受けることに伴う機会費用（opportunity cost）、放棄所得（forgone earning）等についてもまとめました。大阪大学研究生も経験し、その時代の印象的な内容も今でも覚えておりまし、またスポット的ではありますが名古屋大学教授であった潮木守一先生の集中講義や日本経済新聞社論説委員で教育を担当されていた黒羽良一先生の集中講義にも出席したことを覚えております。

その後、話せば長くなりますが、名和先生と父との間には長年の人間関係がありました。父



は広島師範学校を出て、広島市の現在の緑井あたりの小学校に訓導として赴任しました。師範学校教員の徵兵猶予は解除され、徵兵を受け中国大陸に渡り、終戦時には大尉となり、1年間の収容生活をへて帰国し、小学校の教員に復職しました。その後、緑井中学校に配置転換となり、そのときに広島文理大学の副手をされていた名和弘彦先生が緑井中学校に常勤講師か非常勤講師として赴任され、そこで交流が始まったのです。父は戦前の師範教育を受けて教師となりましたが、終戦後の民主主義時代の教育に戸惑いを感じておりました。今後も教師として生き続けるためには、戦後民主主義の教育に適応していく必要があると痛感し、戦後民主主義の教育の基盤をなす教育学について学びたいという「志」を抱いておりました。そんなか、広島大学文理大学の副手をされている名和先生が、緑井中学に赴任されたので、いろいろと相談をしたようです。そして名和先生から広島大学での聴講生を進められたのです。父がその後、大学教員の道を歩むことになる原点は、名和先生との出会いにあったのです。それ以後の話は長くなりますので割愛しておきます。

私が広島大学の研究生になれるように名和先生からお声掛けいただいたのは、お恥ずかしい話ですが「父」あってのことだったのです。教育行財学研究室では菅井直也さん（広島文教女子大学）が助手を務められ、私の居場所づくりにもご配慮いただきました。博士課程後期1年には高橋正司さん（現岐阜女子大学）、そして博士課程前期2年生には高妻紳二郎さん（現福岡大学）がいらっしゃいました。特に高妻さんには、教育学研究の基本文献、また大学院入試の対策に必要な基本文献を紹介いただき、教育学の基礎の学習と大学院入試に向けての学習に大いに役に立ちました。また広島大学教育学部をはじめ教育行財政学研究室のことや、広島での生活の仕方など、いろいろと御教示くださいました。私は研究生の立場でしたが、教育行財政学研究室の院生を対象とした特別研究会（いわゆる「特研」）にも参加を認めていただきました。加えて教育行財政学研究室教授の上原貞雄先生には、教育行政学研究の基本となる教育行政学の英語版テキストを紹介いただき、教育行政学の基礎の学習を進めていくことができました。研究生の段階ではありますが、大学院に入学してからの研究について、アメリカの研究をするように名和弘彦先生からご指示をいただきました。若手の間は、外国語文献をしっかり読みこなし、外国研究をするように導いていただきました。そのうちのひとつが Walter I. Garms, James W. Guthrie, Lawrence C. Pierce, SCHOOL FINANCE The Economics and Politics of Public Education, PRINTICE HALL, Inc, 1978 です。この書を読み進めて行くなかで、財産税を中心とした教育財政の財源調達の仕組みよりも教育財政支出、財源の配分の理念・方法・プログラムに自ずから焦点化していきました。特にアメリカの教育は各州の責任であり、州の創造物である地方学区に公立学校の運営を委任しているということ、そして学区が独自主たる教育財源として財産税を充てていることから、学区間に生じる財政格差の是正等の解消のために州が学区への補助金を配分する方式を開発し、学区間の財政的公平と児童生徒の教育の教育費の最低限の保障をすることに州の役割があるということで、修士論文の中心も州の学区への補助金の配分に焦点化していきました。広島大学大学院の博士課程前期2年生は研究発表を中四国教育学会で行うことが半ば義務付けられており、私も学会発表の準備を進めました。学会は11月に香川大学で行われることになりました。またしても思うようにレジュメが作成できず

(その当時はまだ手書きのレジュメでした。)、結局発表レジュメが完成したのは、学会に出発する日の早朝でした。学会発表資料の作成は、「前日夜から当日の早朝で勝負する！」という鉄則(?)は未だに健在です。香川大学での初めての学会発表で、その当時鳴門教育大学の岩永定先生が、次のように質問されました。「上寺さんの研究の教育学的意義をおたずねします。」ごもっともな御質問です。なぜなら私は、アメリカ合衆国による州補助金配分プログラムの5類型についてそれぞれの類型をグラフと配分方式で示しただけでしたから。その時は、これが「教育財政の発表だ」と思っていたのです。そこでそれからよく使う言葉で返答しました。「今後の課題とさせていただきます。」

修論発表会では、教育社会学の山崎博敏先生からいただいた質問（線形代数の理論を用いた補助金配分構想に関する詳細なご質問）に答えられず、立ち往生し「今後の課題とさせていただきます」。しかしそれがご縁で、その当時の広大の大学教育センター内の金子元久助教授が催する教育経済学に関する勉強会に入れてもらい、博士課程後期に進学してから助手1年目までは千田キャンパスの大学教育センターに通いました。また金子元久先生の大学院の講義を博士課程後期では選択科目として受講し、いろいろと学ばせていただきました。「学位論文はね、瞬発力で書くんだよ！」とおっしゃったことには驚愕しました。博士課程後期になってからの研究はアメリカ合衆国の公立学校を具体的に運営する地方学区の財政活動に移り、学区の統廃合の動きと絡めながら、学区の規模の最適化について、規模の経済の理論を活用した研究を参考にして論文にまとめたり、学区の民間経営的手法による財源確保の活動についての研究を参考に論文をまとめたり、学区の財源である財産税に焦点をあてた研究を進めたりしておりました。助手時代には、アメリカでは1980年代ごろからSBM (School Based Management)、SSB (School Site Budgeting) の研究が進みだしておりました。そこで学区財政に関連したSSBの研究成果をもとに、日本教育行政学会で初めて発表し、教育学部紀要に論文としてまとめました。連邦補助金制度にも興味が沸き、私立学校への連邦補助金制度や連邦の教育統合改善法に基づく地方に対する包括補助金制度について、論文に纏めました。また院生に復帰してからはアメリカ合衆国の州公立学校財政制度の実態の解明には、州教育局の作成・蓄積している資料・データを入手し分析することが必要であると実感していましたので、各州教育局の所在地のデータを入手し、各州（50州）に依頼の手紙を送りました。州によって若干の温度差はありましたが、殆どの州が詳細な資料を送ってくれました。州から入手した資料は、ほとんどが70年代以降、80年代、また90年代前半のものであり。その当時は、アメリカ合衆国の最新の動向にかかわる資料を入手することが最重要であると思い込んでいたので、資料を入手した時に喜びは一入でした。なかでも目に留まったのは、ニュージャージー州です。平成5年（1993）年の4月からは、岡本徹先生の後任として東亜大学に赴任し、日本教育行政学会でニュージャージー州の教育財政に関する研究を最新の動向も交えながら発表しました。ニュージャージー州の教育財政に関する内容については、西日本教育行政学会の紀要にまとめました。このころから、アメリカ教育財政制度の新しい展開を追うことに関して、一つの疑問が生じてきました。上原貞雄先生から「上寺君は、アメリカ公立学校財政に関する州の地方学区への財政支援の在り方について最新の動向を求

めて研究をしようとしているが、新しいことばかりを追い求めているとそれがすぐに古くなるし、結局は空回りになってしまうよ。研究には歴史的視点も重要だよ。現代のアメリカ公立学校財政制度の原点を掴まねばいけないのでないかな。歴史的にみてどの時期に、州が地方学区に対する財政援助を増やしていったのか？そこを掴むことがまず大事だよ。そしてそれを踏まえながら同時に新しいことを追いかけていく。そのようにすることが大切であると思うな。」

数年立った時点で上原先生からいただいたご指導の言葉がまさに頭の中によみがえりました。「新しいことを追っていても結局は 1970 年代の教育財政改革の焼き直し的な内容であるし、なおかつ 1970 年代に公立学校財政改革の焦点となった「標準教育費プログラム」がベースとなってのマイナーチェンジばかりではないか。とすると、州から地方への財政援助の鍵を握るのは「標準教育費プログラム」であろう。それでは一体「標準教育費プログラム」はどのような教育の論理のもとに開発され、それがどのように州の財政システムに適用されていったのであろうか？そこを掴むことが必要であり、それが上原先生からご指導いただいたことに符合するのではないだろうか？」と。標準教育費プログラムについては、修士論文作成の段階で、州教育補助金配分プログラムの一類型として理解し取り上げていました。しかしその時は表面的であり、標準教育費プログラム開発における理念や思想、また 1930 年代の実態についてはまったく研究の対象としておりませんでした。現代の解明のために原点を掴むことの意義、歴史研究の意義について、はじめて目覚めました。上原先生にいただいたご指導の言葉がその時、頭の先から指先、つま先まで全身に浸透していました。そこで、1930 年代・40 年代のアメリカ公立学校財政の州集権化の研究を進めるべく一步進み始めたのです。

同様の研究課題で科研費奨励研究もいただき、弾みがつくことになりました。科研費での研究をもとに平成 8 年には「1930 年アメリカ合衆国公立学校財政の州集権化」という題目で日本教育行政学会で発表することにしました。広島大学での開催でもあったからです。いつもの鉄則（「発表準備は前日夜から当日早朝に行う。」）に従うことになりました。東広島駅に迎えに来られた河野和清先生から「上寺君、乗って。」と言われて助手席に乗り、発表会場である広島大学に車は到着しました。司会者のお二人は、その当時、飛ぶ鳥の勢いの活躍をされていた今村令子先生と小川正人先生でした。何とか発表を行いました。発表が終わったあとに、河野先生から声をかけてもらったと思います。棄権をせずに発表を行ってよかったです。

再起を誓い再び、1930 年代のアメリカ合衆国公立学校の州集権化に関する研究を進めました。その中で、オハイオ州が集権化の顕著な事例州であることが明らかになり、特に 1935 年に制定された同州公立学校財政改革に関する法律が同州の公立学校財政州集権化の鍵を握ることに気付き、何とか当日の法律の全条文を入手できないかと思い、ダメもとでオハイオ州教育局に手紙で依頼を行いました。何日かたったある日、夜中に自宅のファックスが急に動き出し、一瞬、ドキッとしたが、見ると英語で印字されたデータが次々と打ち出されてきました。よく見るとオハイオ州教育局からであり、それも求めていた法律の全条文であり、全体で数十頁にわたる分量でした。たいへんありがとうございました。その当時のファックスは感光紙だったので、印字が薄れない間にしつ

かりとコピーをとり、資料として保存可能な状態にしました。そして、じっくりと腰をすえて、法律の前文から全条文をていねいに訳し、論文の資料として活用し、論文として西日本教育行政学会の紀要に掲載することができました。その後、その紀要論文をベースにして、平成9（1997）年11月に東北第大学で開催された日本教育制度学会にて発表を行いました。指定討論者は信州大学の馬場将光先生で、以前から教育財政関係の論文をよく書いていらっしゃる、教育財政研究の重鎮のお一人でした。複数の質問の最後に指定討論者の馬場先生から「それでは私から一言。先生はお若いですね。先生の御発表では、実態を紹介してから最後に帰納的に特徴等を考察し結果をまとめられていますが、アメリカの研究論文等では、問題意識の後に、まずは考察結果を示して、それについて実態を具体的な事例をもとに述べていますよ、云々。」と言われ、発表内容を一蹴されたように感じました。その場では非常に恥ずかしい思いをしましたが、その後時間が立つにつれて、「あ、そうか。こういう研究発表（論文の進め方）もあるのだな。良いことを教えていただいた。」と感謝の気持ちが湧きあがりました。その後、馬場先生からのご指摘内容を活かして作成した論文が日本教育制度学会の教育制度学研究で「1930年代アメリカ合衆国公立学校財政の州集権化」として掲載されるにいたりました。

学会事務局からの2,000字程度の依頼を大きく超えてしまいました。このあたりで「私のひやひや半生記」をとどめておきます。お読みいただきありがとうございました。

大会発表者のコメント

西日本教育行政学会にてはじめてご発表された会員からコメントをいただきました！

✧ 俵 龍太朗会員（広島大学大学院・院生）

初めての西日本教育行政学会は、今まで経験した修士論文の審査会等とはまた違った莊厳な雰囲気があり、かなり緊張しました。また、発表後の質疑応答や共同討議の時間では多くの先生からご指導、コメントをいただき、さらなる研究の見通しを持つことができました。今後も研究活動に邁進し、学会にも貢献できるよう努めたいと考えています。

最後に、大会の準備・運営を行っていただいた福岡大学の高妻先生、佐藤先生、院生スタッフの方々、ありがとうございました。



✧ 馬 承昭会員（広島大学大学院・院生）

これが私の初めての西日本教育行政学会での発表ですので、とても緊張しています。発表までに研究室の皆様からいただいた多くの助言や協力に心から感謝しています。

発表を通じて、自分の研究内容を整理し、説明するスキルを向上させることができました。質疑応答では、先生方からの質問や意見をいただいたことで、非常に勉強になりました。新たな視点や洞察を得ることができ、これから研究に活かしていきたいと思います。

今後も学術界での交流を大切にし、さらなる成長と研究の発展を目指して頑張っていきます。皆さんの温かいサポートに感謝し、今後の学会発表にも力を入れて取り組んでまいります。

今年度異動・就職された会員の紹介

✧ 内田 圭佑会員（倉敷芸術科学大学）

今年3月に広島大学大学院を単位取得満期退学し、4月より倉敷芸術科学大学に助教として着任しました。教学機構（教育開発センター併任）所属となり、教職課程科目を中心に教養科目も担当しております。



研究だけでなく、授業や管理・運営業務を同時に抱えることになり、諸先輩方の偉大さをより一層、ひしひしと感じております。また、教職課程担当として教採合格率の向上が求められていますが、単なる受験対策でなく、普段の授業からできること、すべきことを考えていきたいと思います。引き続き、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。

新入会員の紹介

✧ 牧瀬 翔麻会員（広島修道大学）

この度、西日本教育行政学会に入会しました広島修道大学の牧瀬翔麻です。岡本徹先生の後任として4月に着任いたしました。



小規模自治体の教育委員会事務局体制の充実に関心があり、水平的連携としての広域連合立・事務組合立の教育委員会の事例や、垂直的補完としての都道府県教育委員会・教育事務所の支援や助言について研究しています。歴史と伝統のある本学会に入会し、今後、学術的な交流を深められることを楽しみにしております。何卒よろしくお願い申し上げます。

✧ 寝占 真翔会員（帝京科学大学）

東京の北千住で大学教員をしております、寝占真翔と申します。「自分の専門領域はこれだ」と言えるような者ではありませんが、院生時代は教育行（財）政学研究室に所属しご指導を頂いておりました。



現在大学教員3年目ですが、研究と教育、その他校務をソツなくこなされている先生方を見て至らなさを痛感しています。学会の皆様から刺激を受け、沢山のことを学ばせて頂きたいと考えています。よろしくお願ひ申し上げます。

✧ 松原 信喜会員（広島大学大学院・院生）

広島大学大学院博士課程前期の松原信喜（まつばら のぶき）と申します。伝統ある本学会に入会でき、大変光栄に存じます。児童生徒が経験的に政治を学ぶ機会の提供、条件整備に関心



があります。これまで、アメリカ・マサチューセッツ州における市民性教育について研究してきました。具体的には、生徒が住む地域の問題解決に、生徒自身が取り組むプロジェクト型学習の条件整備に注目しております。精進してまいりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

新入会員の先生方、これからどうぞよろしくお願ひ申し上げます！（事務局一同）



学会大会に参加して

✧ 香月 渉さん（福岡大学大学院・院生）



今回西日本教育行政学会に参加し、様々な学校段階における教育機会の確保等に関する発表を聞くことができました。不登校児童生徒に対する教育機会の確保として「学校」のみならず、家庭やフリースクール、地域の活用、廃校活用等の議論が展開されており、とても興味深かったです。

また、多様な選択肢が認められる義務教育が実現することで、児童生徒に対する「居場所の確保」にもつながるといった点は、すごく納得させられました。その他、中国の幼児教育に関する研究やモンゴルの教育評価制度に関する研究を聞くことができ、それぞれの国が抱える困難や課題を知ることができました。

今回の学会での発表及び議論を聞いて、私自身刺激を受けたとともに、有意義な時間を過ごすことができたと感じています。私自身も、今回の学会のような意義ある研究となるよう今後の修論執筆に力を入れて頑張りたいと思いました。

西日本教育行政学会第4回研究会について

西日本教育行政学会第4回研究会を下記の通り開催を予定しております。

日時：2023年12月23日（土）15時～18時

場所：広島大学きてみんさいラボ

（〒732-0822 広島県広島市南区松原町2番62号広島JPビルディング内2階

TEL:082-207-1764）<https://www.hiroshima-u.ac.jp/kiteminsailabo>

発表者：橋本拓夢会員（広島大学大学院・院生(D3)）

発表題目：「タイにおける地方教育ガバナンス改革に関する研究（仮題）」

※対面とZOOMのハイフレックス方式による開催を予定しています。

※終了後に広島駅周辺で懇親会を予定しています。

次回大会について

次回大会は高松大学にて実施する予定です。詳しくは学会ニュース2月号（予定）でお伝えいたしますので、今しばらくお待ちください。

研究助成について

7月末日に締切を迎えた西日本教育行政学会研究助成ですが、今年度は応募者がいませんでした。次年度はぜひ積極的にご応募いただきますようよろしくお願ひいたします。

事務局・学会ニュース編集チームからのお願い・お知らせ

・ 会費納入のお願い

学会費未納の方はお支払いただきますようお願ひいたします。なお会費は年額6,000円（学生会員は3,000円）となっております。また、過年度分を未納の方は、それにつきましてもよろしくお願ひ申し上げます。なお、この度の会則改正に伴い、今年度大会（福岡大学）では直接納入いただいているので、お振込をいただきますよう重ねてお願ひ申し上げます。

郵便振替口座番号 01760-9-165544

加入者名 西日本教育行政学会

*会則で「3年以上会費納入を怠った者は、本会から除名されることがある」（第7条）と規定されておりませんので、申し添えます。

・ 会則が改正されました

この度、大きな会則改正が行われました。特に、「シニア会員」（第4条3項）制度が新たに創設されました。本学会の在籍年数が30年を超え、常勤職に就いていない会員で、本人が申し出を行い、役員会において承認された方は、その年度に「永年会費」として10,000円を負担いただきますと（第6条2項参照）、その後永続的に会員としての権利を保持することができます。ぜひご検討いただけますと幸いです。

・ コラム等への執筆者を募集しています！

本号より学会ニュースを一新いたしました。今後、学会ニュースは年2回の発行を予定しております。いくつかの「コラム」企画を「学会ニュース編集チーム」にて検討しております。今回企画しました「教育行政学関連科目の授業紹介」や「私の最近の研究関心」は継続していきたいと考えております。コラムに寄稿いただける会員を募集しております。自薦・他薦は問いませんので、ぜひご協力のほどよろしくお願ひいたします！なお、「ぜひこの内容を会員の先生方にお伝えしたい！」という企画案のご提示もお待ち申し上げております。

編集後記

学会ニュース第 66 号をお届けいたします。今号からこれまでの学会ニュースを更に充実させるために、新たなコンテンツ（コラム①、②など）を設け、学会ニュース全体のデザインも一新し、出発しました。そのために「学会ニュース編集チーム」を編成し、編集を進めています。編集チームのメンバーは小早川会員、黒木会員、唐澤会員、橋本会員、原北の 5 名で、7 月に顔合わせを兼ねた第 1 回編集会議をオンラインで実施し、コラム等のコンテンツの企画・執筆依頼、ニュース全体のデザイン案の検討など、チームで取り組んできました。

学会ニュースを一新した大きな理由は、会員間の交流の促進にあります。小規模学会の強みを活かしすでに緻密な人間関係が構築されている本学会ですが、創立 50 年に向け、若手・中堅・ベテラン会員の世代を越えた研究交流の充実は、教育行政についての深い議論を育み、教育行政研究の更なる発展につながるのではないかと期待します。「顧問のメッセージ」、「コラム① 教育行政学関連科目の授業紹介」や「コラム② 私の最近の研究関心」等の新企画はもとより、会員のお写真を多く掲載させていただいたのは世代を越えた研究交流の一助になればと願い、編集したものになります。

本学会ニュースでは多くの会員の皆様へ原稿依頼をさせていただきました。ご自身のお写真の提供依頼とともに限られた字数での原稿依頼をさせていただいたにも関わらず、読み応えのある内容になっておりますので、ぜひご一読ください。今回ご執筆いただいた会員の皆様にこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

次号以降も充実した学会ニュースとなるよう編集チーム一丸となって取り組みますので、会員の皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

(原北祥悟)

【学会ニュース編集チーム】

原北 祥悟（崇城大学）、小早川 倫美（島根大学）、黒木 貴人（福山平成大学）
唐澤 健（教職員支援機構）、橋本 拓夢（広島大学大学院・院生）